

京都府産木材認証制度について



京都府農林水産部
林業振興課

京都府産木材認証制度 ～概要～

【制度の目的】

- ・木材の輸送過程における二酸化炭素排出量の削減
- ・京都府産木材利用による京都の森林の整備促進(R1.12月～)

➡ 地球温暖化防止対策に資する

【制度のイメージ】

京都府産木材認証制度

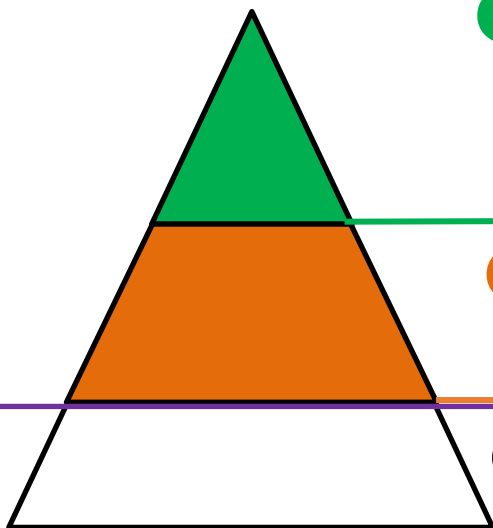
● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

認証内容: 木材の輸送時のCO2排出量(ウッドマイレージCO2)
木材の産地(京都府産)

● 京都の木証明 (R1.12月～)

証明内容: 木材の産地(京都府産)

● その他の木材



認証制度に関わる機関や事業者

認証機関

● 認証機関（(一社)京都府木材組合連合会(府木連)）

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証書の発行
- ・京都の木証明書の発行（R元.12月～）
- ・認証機関登録事業者（府外の生産・加工・流通業者等）の認定登録を行う機関

木材加工・流通業者

● 取扱事業者（**府内**の事業所等）

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業者

● 認証機関登録事業者（**府外**の事業所等）

- ・京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業者

設計事務所
工務店等

● 緑の事業者等（**全国**の設計事務所、工務店）

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を使用した建築物の設計・建築を行う事業者

京都府産木材認証制度の仕組み

ウッド・マイルージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージCO₂計算書の発行)

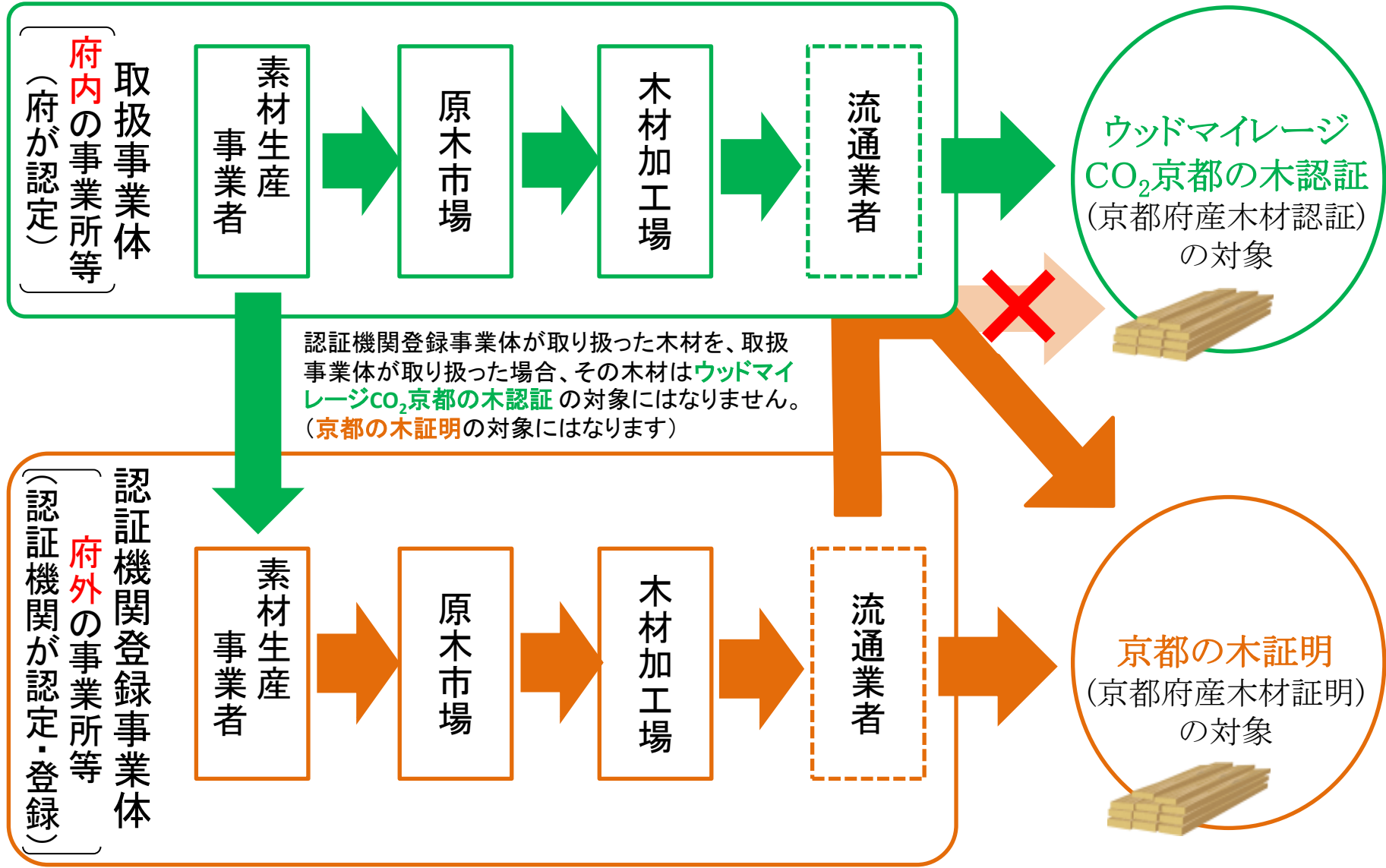


京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)



- **ウッド・マイルージCO₂京都の木認証**: 生産・加工・流通の全てを取扱事業体を実施
- **京都の木証明**: 生産・加工・流通の全てを、取扱事業体又は認証機関登録事業体を実施

ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ



凡例

- ➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
- ➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ

京都府産木材認証制度の仕組み(伝票の取り扱い)

ウッド・マイルージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージCO₂計算書の発行)

京都府内の森林

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
内

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

認証機関
(府木連)

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証依頼

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証書発行

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証書
が必要な方

伝票④
の写し

京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)

京都府内の森林

(認
証
機
関
登
録
事
業
所
等)
府
外

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
内
又
は

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

認証機関
(府木連)

京都の木証明依頼

京都の木証明書発行

京都の木証明書
が必要な方

伝票④
の写し

- 生産・加工・流通の全ての過程が伝票等で確認できること(帳票類(伝票等)は5年間保管)
- 認証や証明に必要なのは、購入した木材の伝票等(上図の場合伝票④の写し)
- ※ 認証機関が抽出調査により、定期的に伝票①～④についても調査

主な関連施策において必要な認証、証明

府施策	対象となる京都府産木材
<p>京都府産木材利用関連事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ ひろがる京の木整備事業	<p>ウッドマレッジCO2京都の木認証材、京都の木証明材</p>
<p>京都府地球温暖化対策条例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定建築物での京都府産木材の利用 (R3年度から、建築物に加え敷地内の工作物での京都府産木材の利用も可能)・ 特定事業者のCO2排出削減量の算出	<p>ウッドマレッジCO2京都の木認証材、京都の木証明材</p> <p>(引き続き、京都府産木材認証制度以外の木材も対象) (例:みやこ杉木、森林認証材等)</p> <p>ウッドマレッジCO2京都の木認証材</p>

京都府産木材の分別管理

【分別管理の重要性】

- **ウッドマイレージCO2京都の木認証材**、**京都の木証明材**は、それぞれが府の補助事業等の対象となり、補助率等も異なる
- **ウッドマイレージCO2京都の木認証書**、**京都の木証明書**は、クリーンウッド法における合法性の根拠書類として使用可能

➡ **分別管理の徹底が重要**

【取扱事業者と認証機関登録事業者、それぞれの木材の分別管理】

事業所等の場所	必要な認定等	必要な分別管理
府内	取扱事業者	ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材 その他木材
府外	認証機関登録事業者	京都の木証明の対象木材 その他の木材

取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理

貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

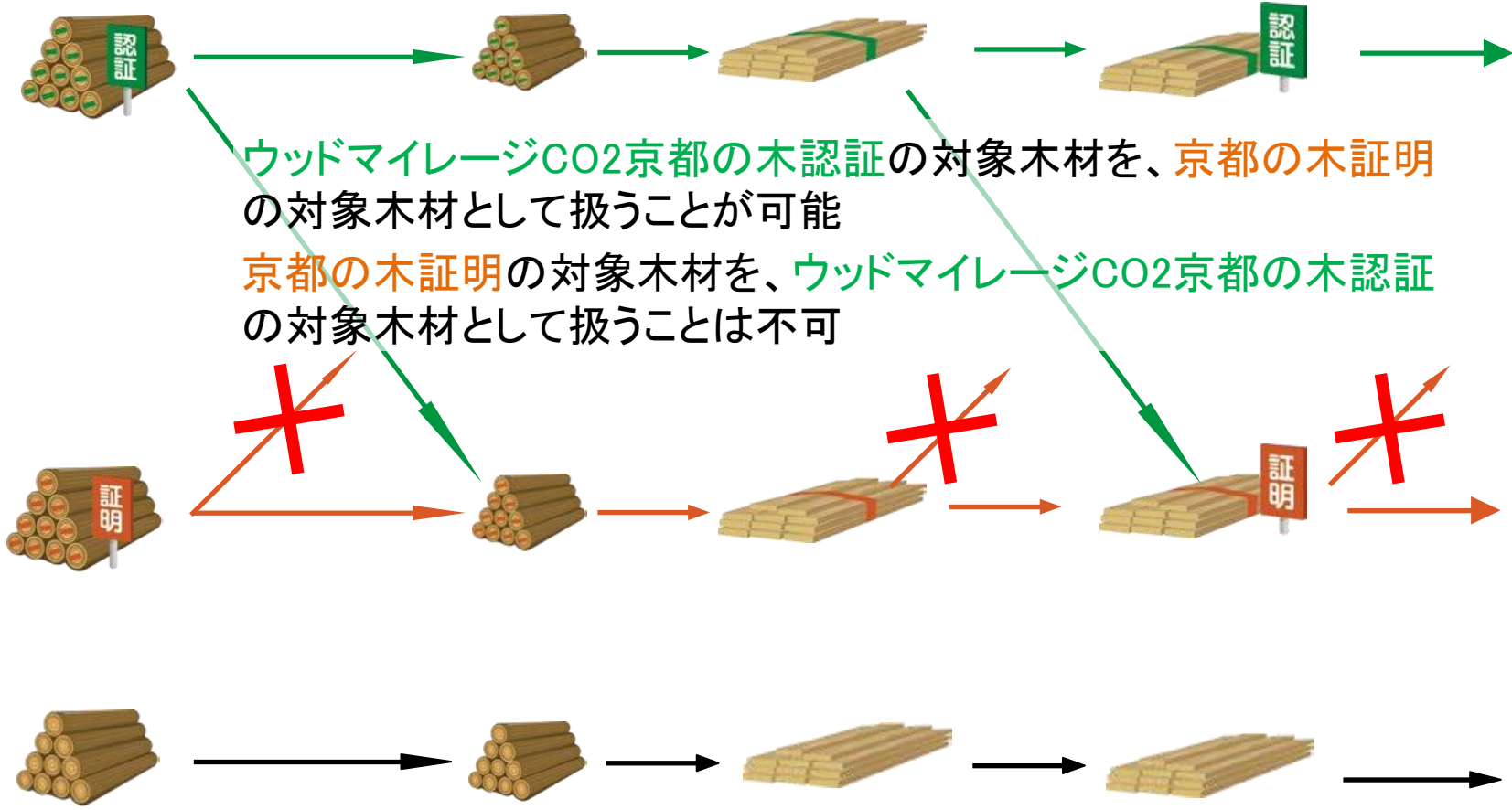
製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

京都のウッドマイルーjC02の
対象

京都の木証明
の対象

その他
の木材



ウッドマイルーjC02京都の木証明の対象木材を、京都の木証明の対象木材として扱うことが可能
 京都の木証明の対象木材を、ウッドマイルーjC02京都の木証明の対象木材として扱うことは不可

出荷

取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の伝票の記載

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 [取扱事業体認定番号]

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウッドマイレージ CO ₂ 京都の木認証対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例

「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材の場合：
「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。

「京都の木証明」の対象になる木材の場合：「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

取扱事業体認定番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例 1

● 摘要欄に「京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)又は「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例 2

● ※印を付ける
「※印は京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)又は「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

※ 「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」の対象になります。

※ 「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。

※「京都府産」のみ標記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります

貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

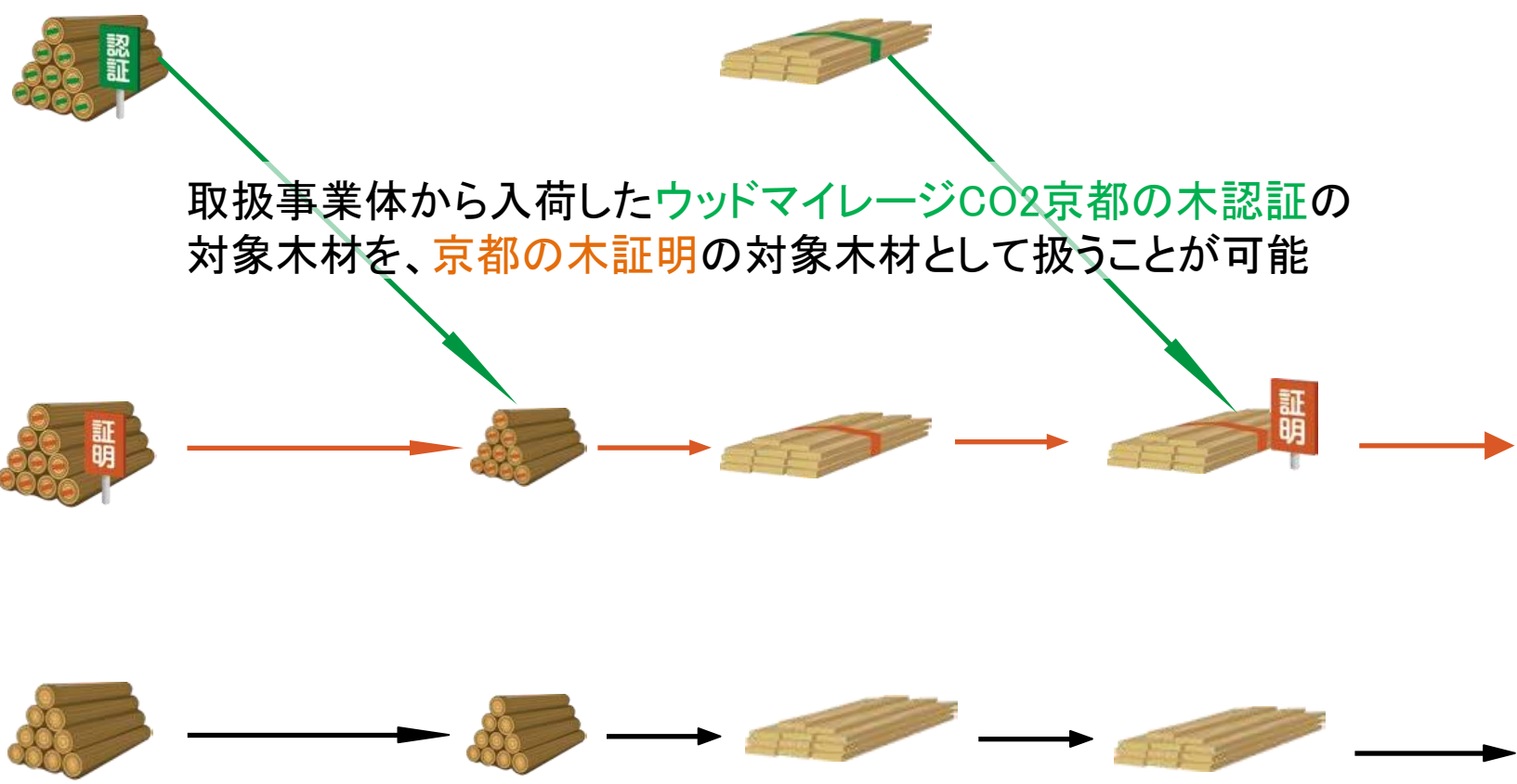
加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

ウツドマイレージCO2
 京都の木認証の対象
 京都の木証明の対象



出荷

その他
 の木材

認証機関登録事業体(府外事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 **【 認証機関登録事業体番号 】**

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例
「京都の木証明」の対象になる木材の場合:「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

- 認証機関登録事業体の番号
- どの木材が京都府産木材か分かるように記載
- 例 1**
- 摘要欄に「京都府産(京都の木証明対象)」と記載
- 例 2**
- ※印を付ける
「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載
- など
- 京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

- ※ 取扱事業体から入荷した「**ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証**」の対象になる木材は「**京都の木証明**」の対象になります。
- ※ 「**京都の木証明**」の対象になる木材は、「**ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証**」の対象には**なりません**。
- ※ 「京都府産」のみ標記されている場合は、「**京都の木証明**」の対象になる木材となります